

# あわら市放課後子どもクラブの手引き

子どもクラブ入会にあたり、次のことを必ず読んでいただきご理解とご協力をお願いします。

## 1 放課後子どもクラブとは

放課後子どもクラブとは、家庭での養育が困難な児童を対象として、児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後の時間帯や長期休業中において適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

## 2 対象となる児童

子どもクラブの開所校区に通学する小学1～6年生の児童で、放課後や長期休業中に同居家族が養育できない家庭

※同居家族とは、20歳以上70歳未満の者で同一敷地内及び隣接する敷地に居住する者とする。

養育できない事由は、次の表のとおりとする。

養育が困難な事由		利用できる期間
就労	就労をしている (自営・農業・漁業等を含む)	事由が継続している間 <u>放課後を利用する場合は14時以降も勤務していること。</u>
求職活動	求職活動を継続的に行っている	入会后3か月まで
就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学している(職業訓練を含む)	事由が継続している間
妊娠	妊娠中であること	事由が継続している間
出産	出産後間もないこと	出産後3か月を経過する日の月末まで
負傷・疾病・障害	負傷または疾病・障害を有している	事由が継続している間
介護・看護	同居の親族を常時看護・介護をしている	事由が継続している間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている	事由が継続している間
その他	上記に準ずる状態として、市が認める場合	事由が継続している間

※近隣の親族等に養育をお願いできる家庭につきましては、できる限り協力をお願いします。

### 3 申し込み

#### 【提出書類】

(1) 入会申請書

(2) 養育が困難と分かる書類（以下別表参照）

- ・必要となる対象者は、同居家族（70歳未満）の分です。同居家族とは、祖父母・叔父叔母など同一敷地内及び隣接する敷地に住居している人を含みます。
- ・令和7年度こども園入園・継続用の申込時に提出済みの場合は省略できますが、父母以外の家族分は別途必要です。
- ・兄弟姉妹で入会希望の場合は、証明書類は各1部で結構です。

**\* 提出書類は子育て支援課、各子どもクラブ、各こども園にあります。市ホームページからダウンロードもできます。**

事由	養育が困難と分かる書類	
就労	就労している	・就労証明書
	自営業、農業、漁業等をしている	・自営申立書 ・営業許可書、開業届、就業規則、登記簿等の写し、出荷証明書、自営収入・農業収入を証明するもの（確定申告書の写し等）
求職活動	・就労予定申立書（入会后3カ月以内に就労証明書の提出が必要）	
就学	・在学証明書など就学状況が証明できるもの ・職業訓練の受講状況が確認できるもの	
妊娠	・母子手帳の写し（父母が分かるページ及び分娩予定日が記載されたページ）	
出産	・母子手帳の写し （父母が分かるページ及び出産日が確認できる出産届出事項証明書のページ）	
負傷・疾病	・医師の診断書（ <u>養育が困難な旨が明記されていること</u> ）	
障害	・障害者手帳等の写し	
介護・看護等	・申立書（介護・看護） 介護や看護が必要と分かるものを添付 例 医師の診断書（介護や看護が必要な旨が明記されていること） 障害者手帳等の写し、要介護者の介護保険証の写し	

※診断書は近日1カ月以内のものを提出してください。

## 【提出方法】

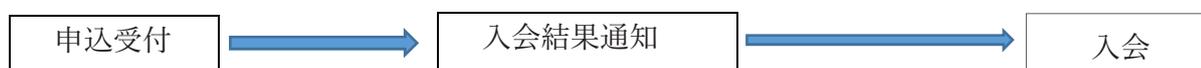
- ①あわら市役所 子育て支援課(市役所1階) に提出  
土・日・祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時15分)
- ②福井県電子申請サービス(オンライン) から提出  
福井県電子申請サービスで検索か下記QRコードからご利用ください。



## 【郵送の場合】

〒919-0692 あわら市市姫三丁目1-1 あわら市健康福祉部 子育て支援課宛  
不備があった場合、ご連絡することがありますので必ず保護者の連絡先をご記入ください。

### <入会までの流れ>



※「令和7年度あわら市子どもクラブしおり」と「あわら市公金口座振替依頼書」を送付します。  
口座振替依頼書は、利用前月20日までに金融機関に提出してください。  
例) 利用月4月：3月20日までに

## 4 利用期間・時間

利用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

開設日	通常時間	延長時間
月～金曜日	放課後から18時00分	18時00分から18時30分
学校休業日	8時00分から18時00分	7時30分から8時00分 18時00分から18時30分

休所日は土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)、インフルエンザ等による休校日および学級・学年閉鎖日(該当クラスの児童のみ)、台風・大雪等の自然災害による休校日

## 5 保護者負担金

月 利 用 料 金	通年 (学校休業日を含む)	毎月	4,000円(7月、8月以外) 6,000円(7月) 8,000円(8月)
	学校休業日のみ利用	春休み(3、4月) 夏休み(7月) (8月) 秋休み 冬休み(12～1月)	各月2,000円 4,000円 7,000円 1,000円 3,000円
延長料金		100円/回	
一時利用料金		500円/日	
保険料(賠償補償保険)		スポーツ安全保険(児童1人当たり)400円/年 ※クラブ入会者は事故や怪我に備えて全員入会し、年度当初に徴収します。年度途中で退会しても返還はできません。	

\*利用開始日がその月の16日以降の場合は、利用料が半額になります。

## 6 減免について

次のいずれかに該当する場合は、利用料の全部または一部を免除します。

### 【対象世帯】

- ①生活保護世帯
- ②市民税の所得割額が非課税となる世帯、または所得割の額(世帯構成員の2人以上に所得がある場合は所得割の額の合計額)が5,000円以下の世帯
- ③災害その他やむを得ない理由により利用料を納入することが困難であると認める世帯
- ④ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯、母子家庭等医療費助成世帯)

### 【申請方法】

遑っての減免はできません。申請後、審査の上、減免の可否を通知します。

※ただし、令和6年1月1日現在の住民登録地があわら市以外の方は、所得課税証明書(令和6年1月1日現在の住民登録地で発行されたもの)が必要です。

### 入会申し込みにあたってのお願い

- (1) **年度毎の利用申込・登録が必要です。**  
今年度に引き続き希望する場合や、学校休業日(夏休み等)のみ希望される場合もこの時期に必ず手続きをしてください。
- (2) **子どもクラブの入会について、お子様とよく話をしてください。**  
特に高学年の児童は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。  
放課後の過ごし方について、ご家庭でよく話をしてください。
- (3) **ご家庭での時間・お友達と遊ぶ時間を作ってください。**  
子どもクラブは、ご家族がやむを得ず子どもとの時間が持てない(養育できない)間の支援です。ご家庭で過ごす時間を持ってください。